

## 若者政策に関する提言書

若者協同実践全国フォーラム(JYC フォーラム)

私たち JYC フォーラムは、若者支援・ひきこもり支援に携わる各地の実践団体、当事者、研究者などが集まるネットワーク団体です。若者に対する公的制度が整備されはじめた 2006 年から実践交流会を全国各地で実施し(計 18 回、最大 1000 人参加)、実践者・団体、当事者、家族の声を拾うプラットフォームを形成してきました。

このたび、こども基本法・こども大綱で、こども・若者を権利の主体として認識し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするという方針が打ち出されたことを喜び、歓迎します。

しかしながら、基本法や大綱の内容、そして家庭審議会の部会構成が、乳幼児期から学齢期のものに偏っており、青年期以降の若者への視点が弱いことには強い危機感を覚えます。適切な部会等においてぜひ下記の点について認識を深め、子どもと同様に重要な対象として若者を位置づけ、施策の検討を行っていただけますようお願い申し上げます。

### 1. 若者期における総合的な支援体制を検討してください

2000 年代以降、日本で若者支援政策が進められてきました。しかし、就労支援が中心となり、余暇空間や住まいの確保など、課題は多く残されています。また、「障害」「貧困」「ひきこもり」「ヤングケアラー」「社会的養護のアフターケア」など、特定の状況にある若者が問題化され、それぞれに相談窓口が設置されるなどの対応がなされてきましたが、課題別の対応のみではそれぞれの若者が直面する課題の全体性を捉えた支援をおこなうことが難しいという限界と、グレイゾーンや新たな「制度の狭間」を生み出すという課題を抱えています。その点に対応するため、子ども・若者育成支援推進法では、総合相談窓口の設置や子ども・若者支援地域協議会などが明記されましたが、現状では自治体による努力義務にとどまっており、自治体ごとの格差が大きい状況にあります。

児童の分野は児童福祉法により子ども期というライフステージ全体に目配せをしていますが、若者期にはそうした対応が十分に制度化されていません。若者期においても、個別的な問題に対応するのみでなく、若者期の生活や活動の全体を支えることのできる基盤の整備を検討してください。

加えて若者期は、周囲の他者との比較や社会規範の影響を受けやすい年代でもあり、「相談」「支援」ということに対する心理的ハードルがいつそう高くなりがちです。それゆえ、実践現場では「相談からはじまらない支援」(場づくり支援)や「給付付き支援」(手当を受けながら働く体験をできる機会)、「共同生活型支援」(シェアハウスなども含む)など、さまざまな工夫がされてきました。そうした現場の工夫の実態を調査・把握するとともに、そうした実践が活かされていくような制度・政策枠組みをご検討ください。さらに、これら若者期の施策等の議論を中心とする部会を設置し、「こどもまんなか実行計画」において若者期の具体的施策を位置付けてください。

### 2. 若者支援として必要な整備

こども大綱の第2「基本的な方針」の(5)では、「若い世代の生活の基盤の安定を図る」ことが挙げられており、重要な点であると考えられます。しかし、この理念を実現するための具体的施策の提起が不十分となっています。そのため、以下で具体的な事項を提案します。

①親のサポートを前提とせずに若者が暮らすことのできる仕組みを整備してください

従来、若者期に対する施策が乏しい日本の状況では、若者の困難は親のサポートが前提とされてきました。それゆえ、一方では若者の困難が家庭のなかに隠され表面化しないまま高年齢化し、介護問題や生活困窮問題等と重なる8050問題に発展し、他方で親のサポートを得られない若者がネットカフェ難民等に陥らざるを得なくなるという課題が指摘されています。このように若者本人も家族も行き詰る状況を招く事態を変えていくために、家族以外に支えられる仕組みの整備が必要です。具体的には他国のように、安価・無償での住宅保障(単身の若者が利用しやすい家賃補助制度の整備・公営住宅の増加)や、無拠出での失業保険や若者への手当の整備等を検討してください。

②余暇・文化活動の機会・場の創出を推進してください

大綱では「こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、青少年教育施設の充実を含め、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出する」(p.16)とあり、この点は現場において大いに期待されるものです。

他方で、実際に展開されるこれらの場は子ども対象のものに傾斜しがちであり、若者が利用しやすい、利用したいと思う場所にはなっておりません。一般的に余暇・文化活動は、商業化されて金銭的負担が生じがちなため、貧困な若者は余暇・文化活動からも排除される傾向にあります。若者が他者とつながり、自身に必要な学びや遊びができるよう、無償で誰もが参加できるような余暇・文化活動の機会・場の創出を推進してください。

**3. 若者支援を政府として進めていくために、その体制整備を進めてください。**

こども家庭庁として様々な試みが始まり、2024年度からも新たな事業が開始されていくことに期待を持つとともに、それが各自治体でどれほど実現するのかについて不安を持っています。子ども・若者育成支援推進法を受け、基礎自治体では若者世代への施策を実施し始めていますが、事業予算負担や施策の優先順位の違いによる自治体間格差が生じています。今回の大綱で、「若者」が併記されたことの意味は大きいですが、依然として義務教育年齢以上の世代への施策は乏しく、具体的施策の上で若者向け施策を全額国庫負担で整備していくことを求めます。

また、若者支援の現場では、中長期的なかわりのなかで徐々に課題解決へと進んでいくケースが少なくありません。しかし各種施策の多くは単年度契約となっており、長期的な視野に立った支援ができないばかりか、支援が途中で途切れてしまうことで、若者が路頭に迷い孤立状態に陥ってしまう状況も散見されます。

加えて、入札において価格競争が敷かれることで、地域での地道な実践を進めてきた小規模な団体が、組織規模の大きな全国団体にとって代われ、地域ごとの実情を反映し関係者との協働に根づいた実践が難しくなる事態も生じています。また、支援活動に従事する職員の不安定化・貧困化も深刻な問題となっています。委託事業をめぐる団体同士が競争構造に晒されることで、支援のための知識・手法・情報などの蓄積が団体内部に秘匿され、共有されず、子ども・若者育成支援推進法でも推奨されていた、地域ごとの支援ネットワークの形成が困難になってしまう状況も進んでいます。こうした状況を踏まえ、複数年度での契約の推進や入札等の施策枠組みの変更を検討してください。